

「個別労働紛争解決制度の利用状況まとまる」

－平成22年度の利用状況について－

岡山労働局では、平成22年度の個別労働紛争解決制度の利用状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

1. 相談受付状況

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ～平成22年度～

1. 総合労働相談件数	岡山局	14,393件	※ 6.0%減
	(全国)	1,130,234件	※ 0.9%減
2. 民事上の個別労働紛争相談件数	岡山局	3,526件	※ 6.0%増
	(全国)	246,907件	※ 0.2%減
3. 助言・指導申出件数	岡山局	80件	※21.2%増
	(全国)	7,692件	※ 1.1%減
4. あっせん申請受理件数	岡山局	91件	※ 4.2%減
	(全国)	6,390件	※18.3%減

【 ※増加率は、平成21年度実績と比較したもの。】

- 県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は14,393件 (対前年921件減、6.0%減)
95%が労働条件に関する相談となっている。
平成20年度(16,128件)をピークに2年連続で減少の動きを見せているものの、高い相談件数で推移している。
- 民事上の個別労働紛争に係る相談件数は3,526件 (対前年201件増、6.0%増)
派遣労働者からの相談は72件で昨年度より57件減少している。また、パート・アルバイト、期間契約社員等の非正規労働者からの相談は増加し全体の31.9%(1,125件)を占めている。
相談の内容は、解雇等、労働契約の終了に関するもの、労働条件引下げに関するもの、いじめ・嫌がらせの順に多くなっており、これらで全体の65.0%を占めている。
- 助言・指導制度の受付件数80件 (対前年14件増、21.2%増)
解雇、いじめ・嫌がらせに関するものが多くなっている。
助言・指導を行ったもののうち81.3%が解決(一部解決を含む)している。
- あっせん受理件数は91件 (対前年4件減、4.2%減)
解雇、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ等労働に関係するさまざまな紛争に関するあっせん申請が寄せられているが45件、49.5%が何らかの合意解決に至っている。
あっせん申請があったもののうち66件(72.5%)が1ヶ月以内に処理を終了している。

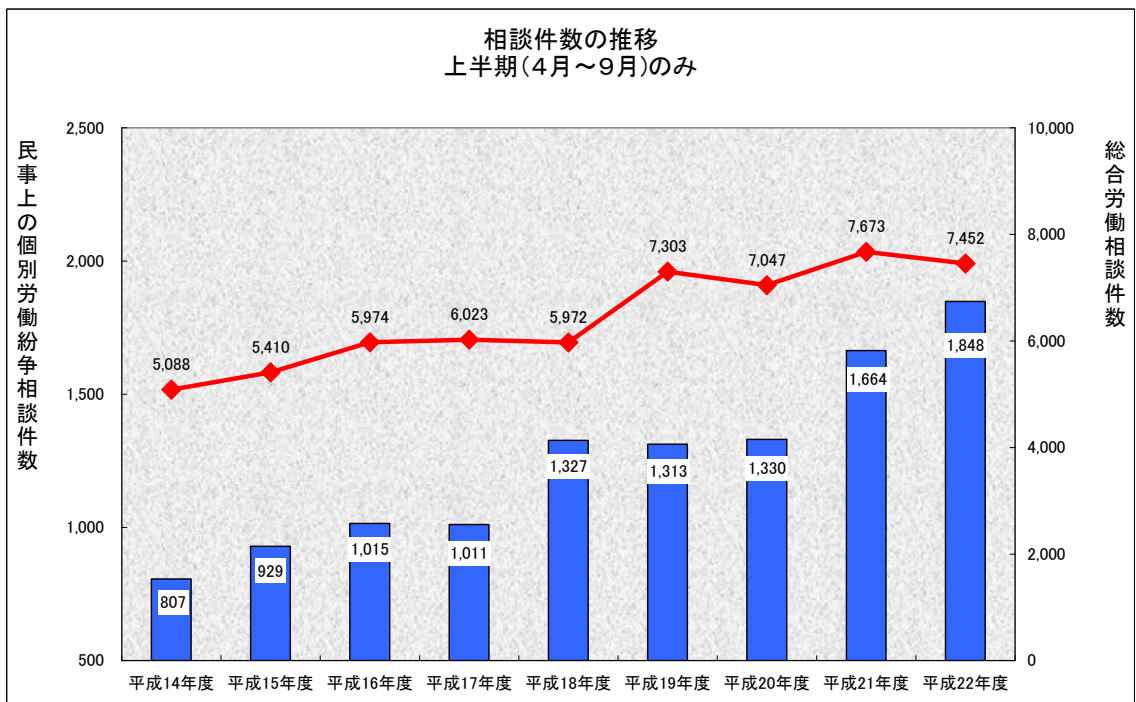
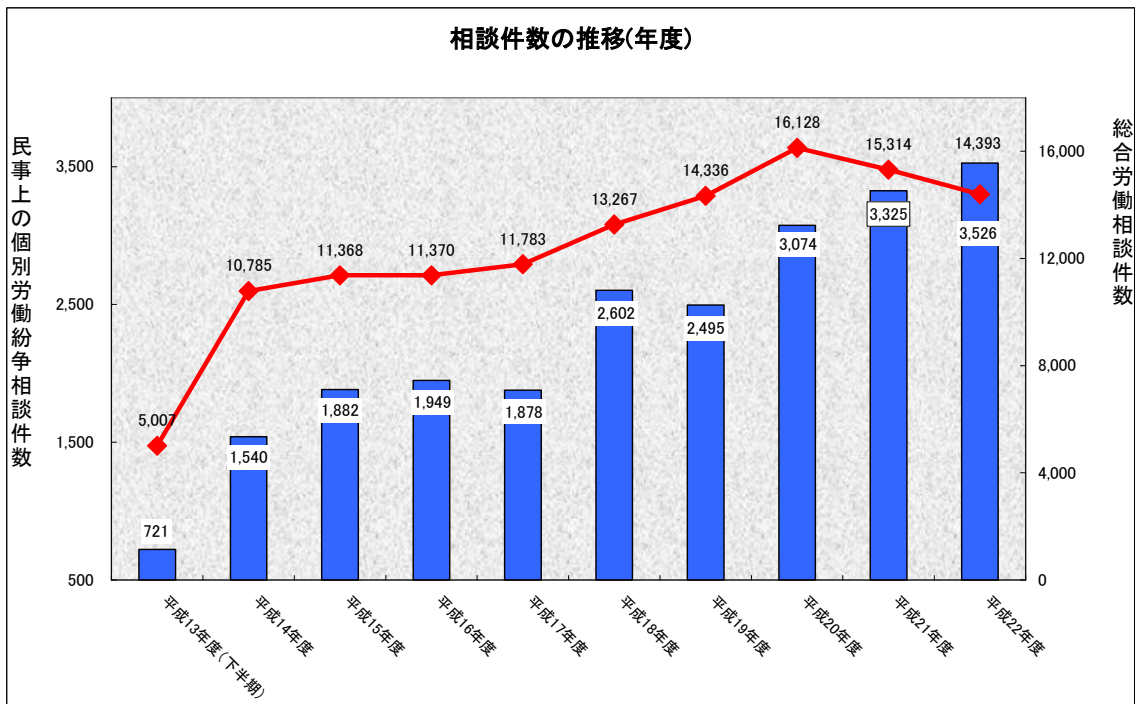
以上のとおり、個別労働関係紛争解決制度は平成13年10月の法律施行から今年で10年目の節目を迎え、簡易・迅速な紛争解決手法として利用されている。

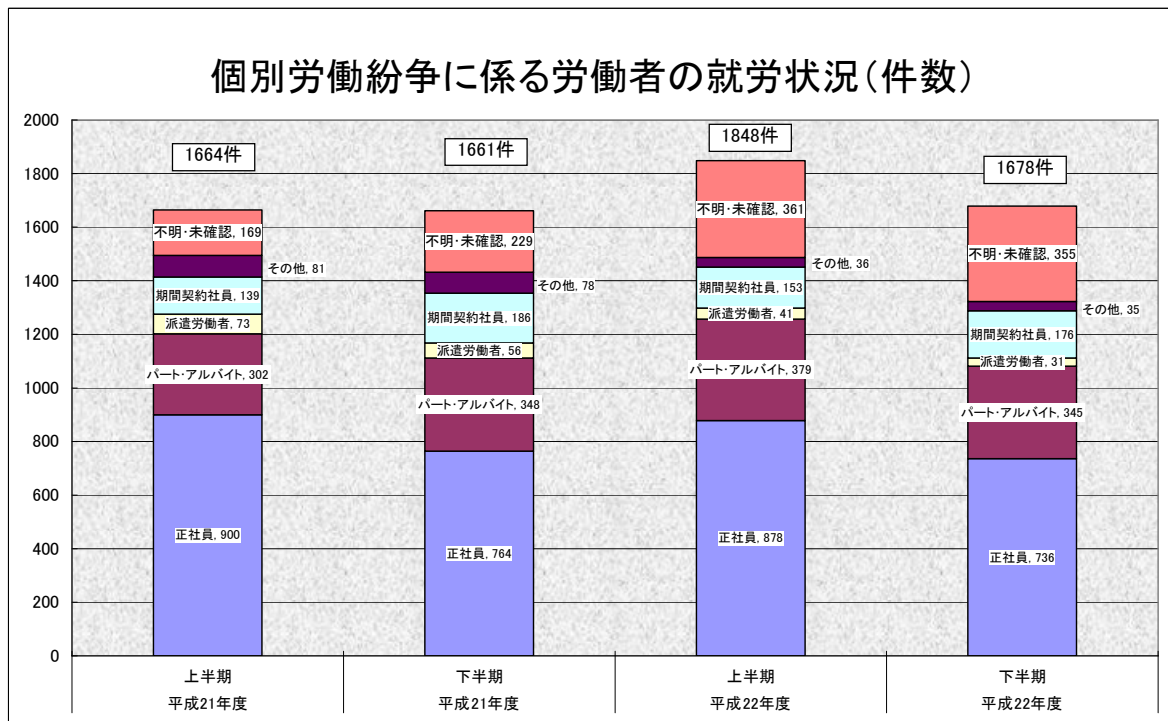
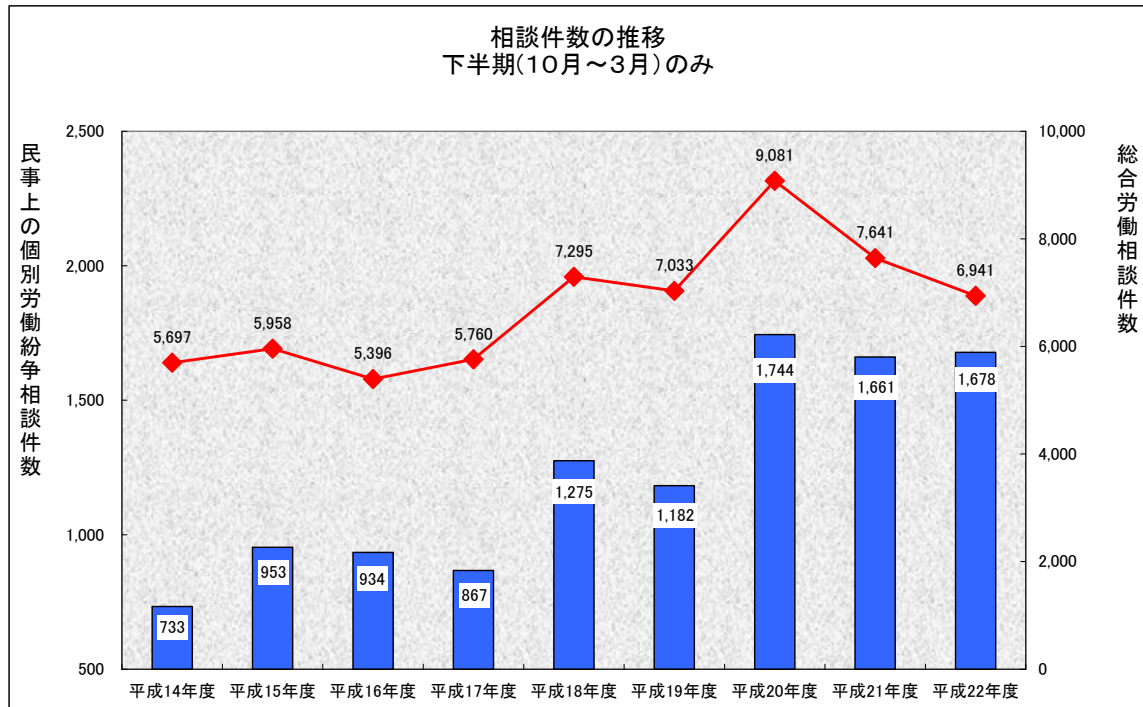
岡山労働局においては、労働局を始め県内のすべての労働基準監督署にも総合労働相談コーナーを設置し、対応に努めている。

1. 相談受付状況

岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところであり、平成22年度1年間に寄せられた相談は14,393件と平成21年度比で921件減少した。率では6.0%の減少であった。

このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,526件であり、平成21年度比で201件増加した。率では6.0%の増加であった。



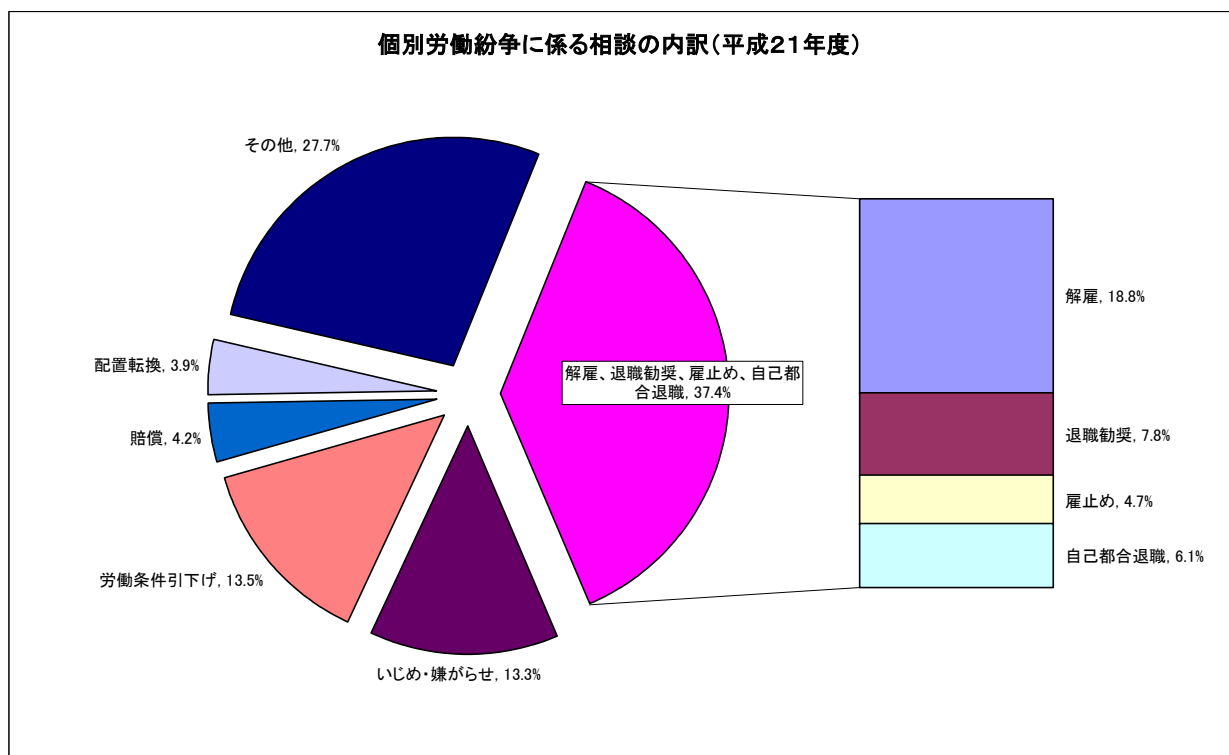
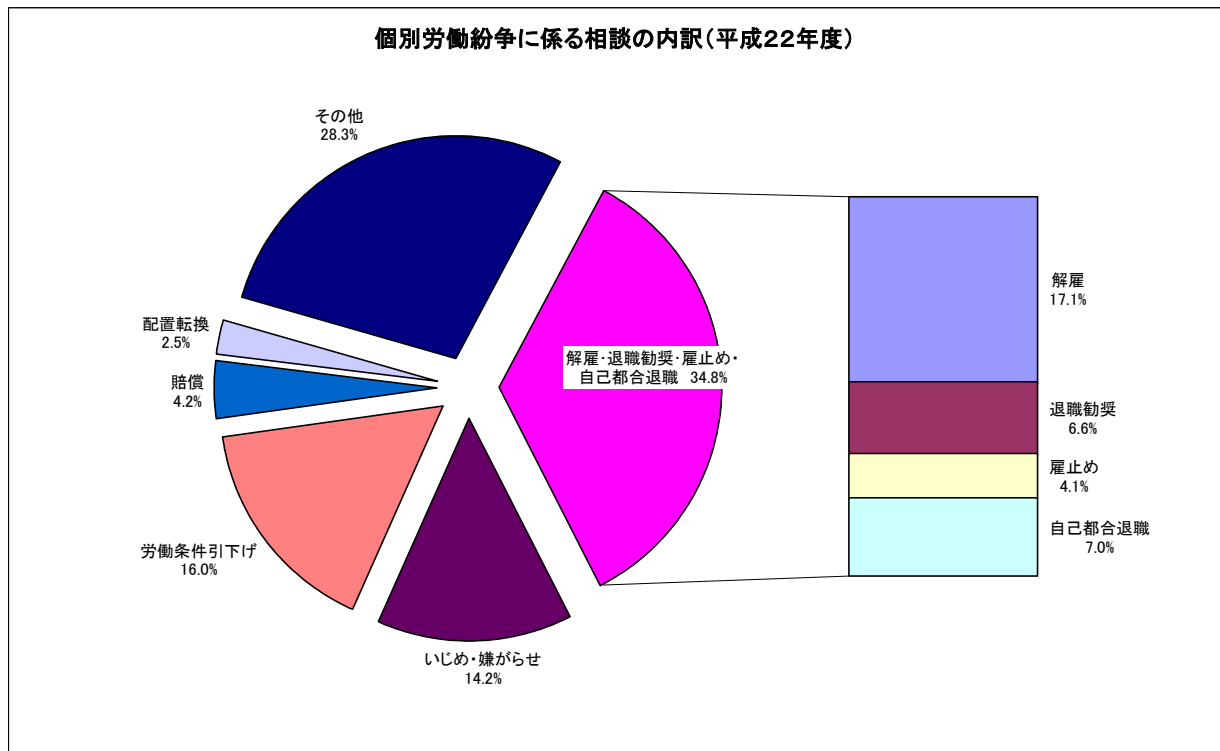


2. 個別労働紛争相談の状況

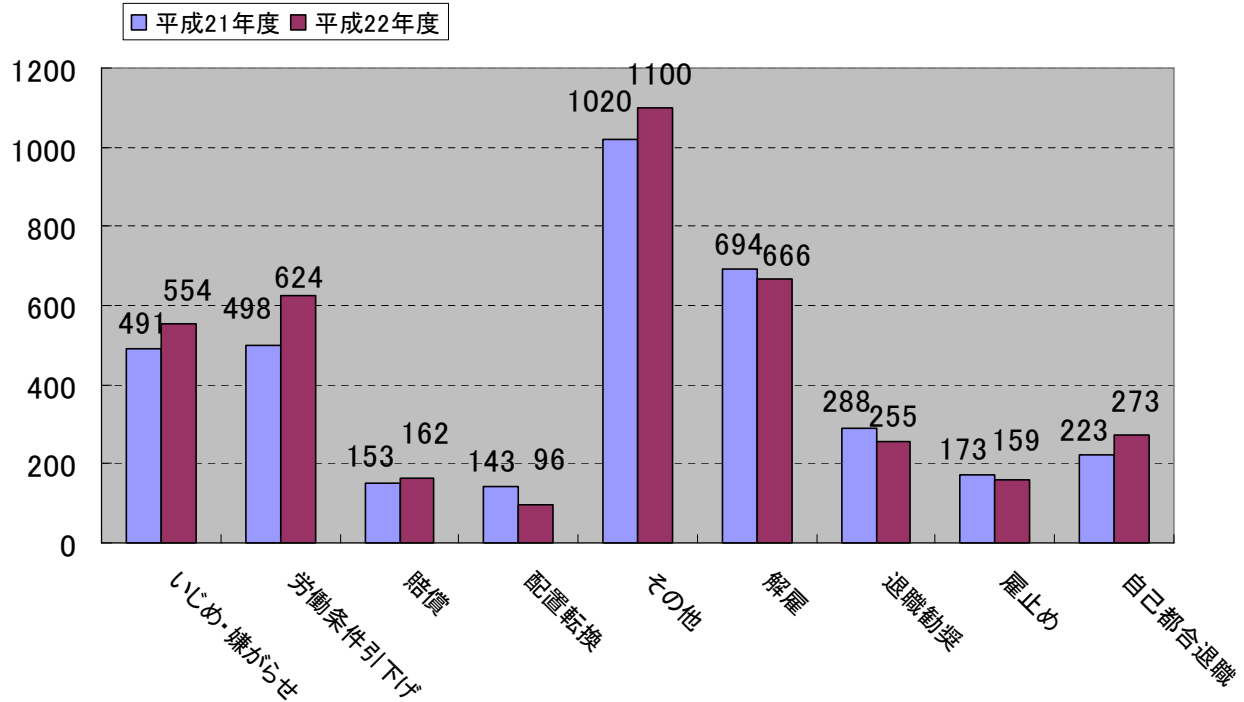
平成22年度の民事上の個別労働紛争に係る相談は、解雇、退職勧奨、雇止めといった労働契約の終了時に係る相談が多く、全体の3分の1を占めている。内訳の詳細については分類不能のその他を除くと、解雇に関するものが最も多く17.1%、労働条件の引下げが16.0%、いじめ・嫌がらせが14.2%と続いている。

労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせに関するものの割合が増加し、解雇、退職勧奨に関するものの割合は減少しており、相談内容は多様化している。

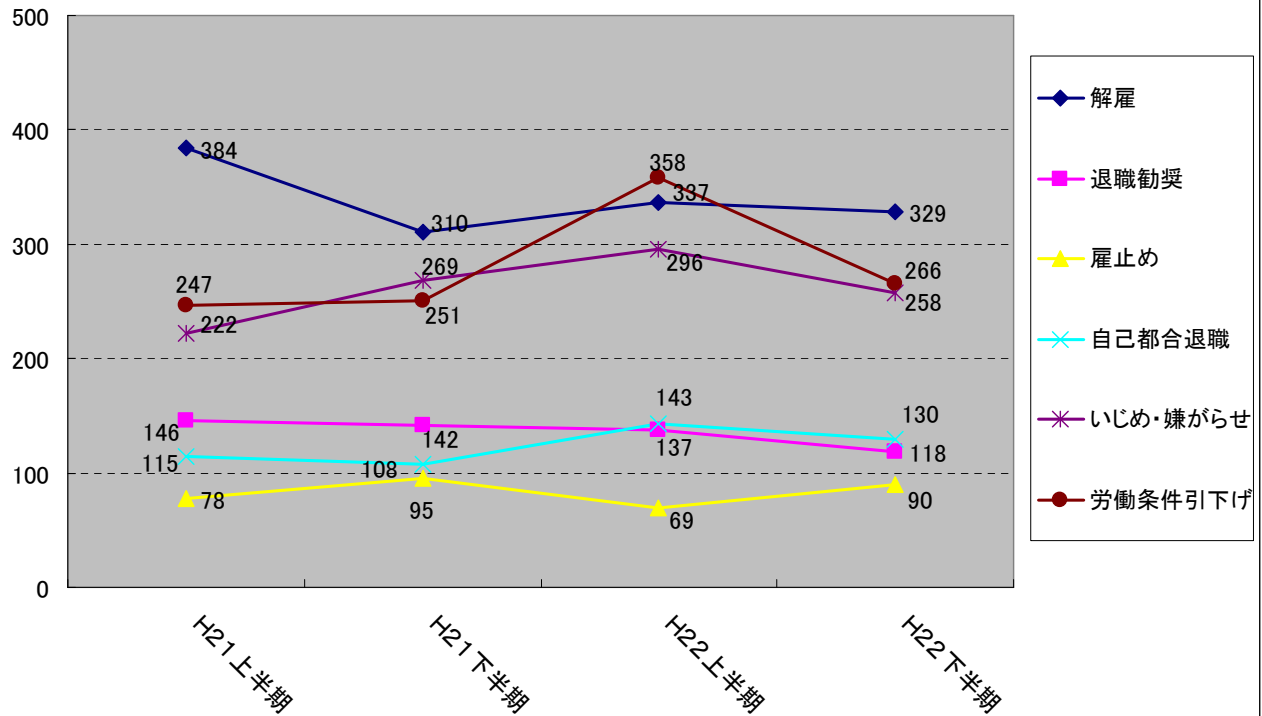
(個別労働紛争に係る相談の内訳)



個別労働紛争の相談内容(件数)



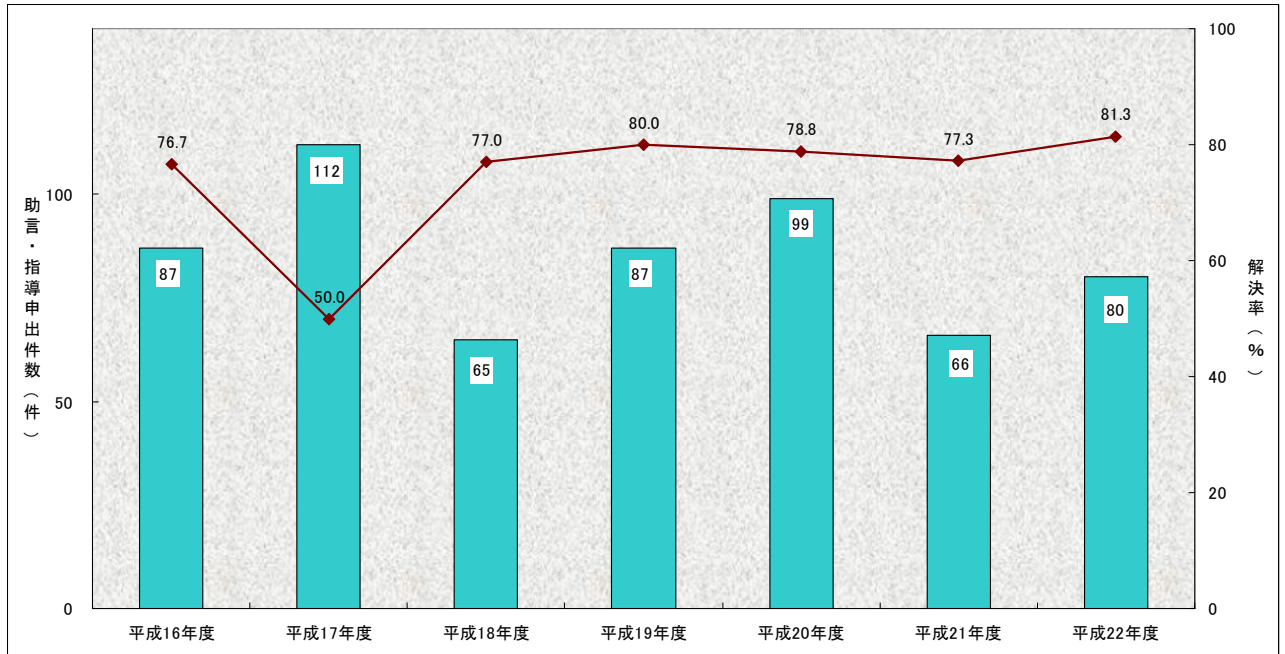
主な個別労働紛争相談の紛争内容



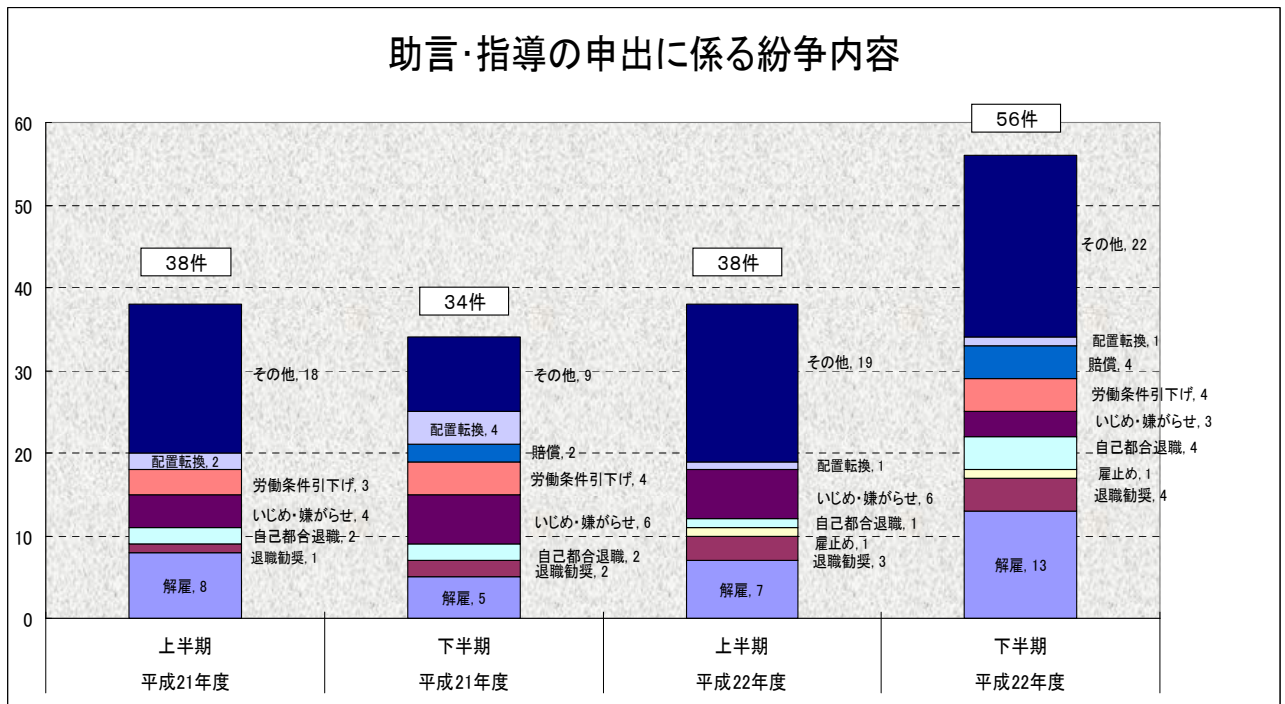
3. 個別労働紛争の解決状況

(1) 助言・指導

ア 助言・指導の申出件数と解決率の推移

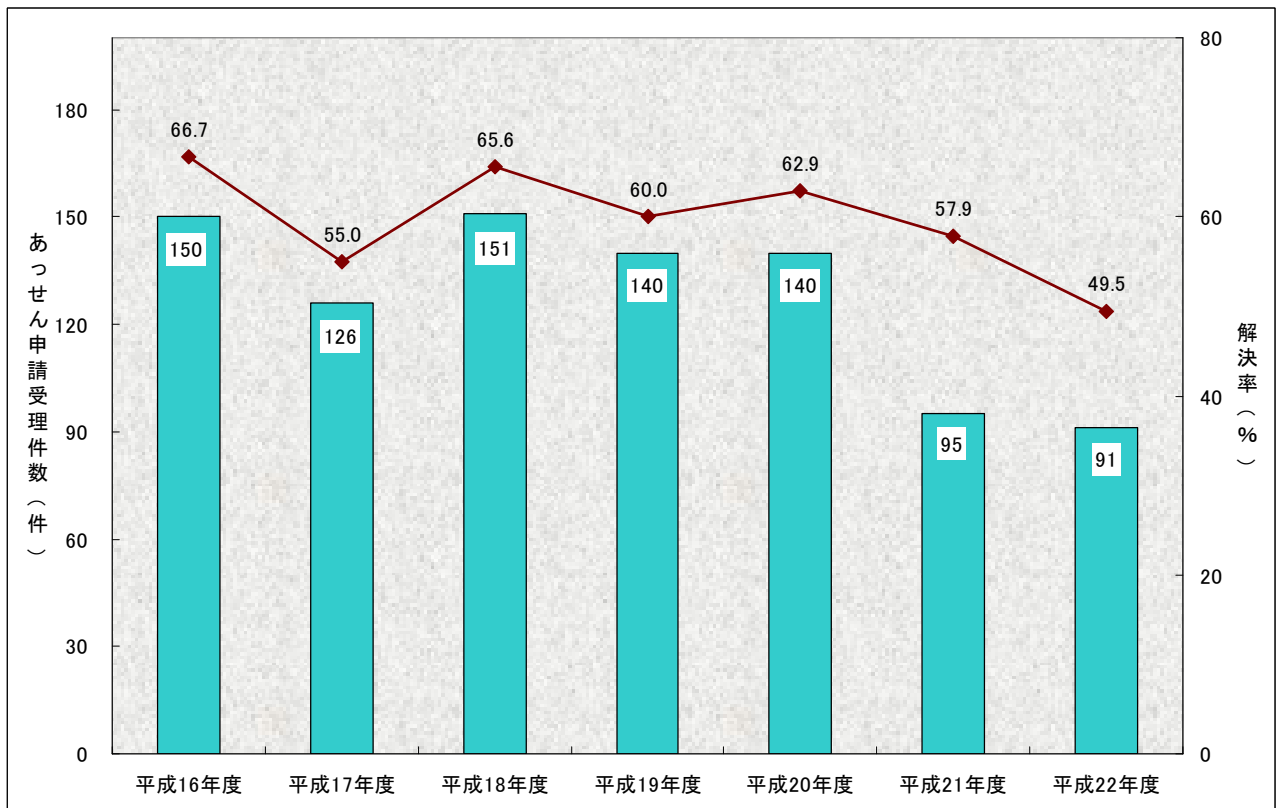


イ 助言・指導の申出を行った紛争内容



(2) あっせん

ア あっせんの受理件数と解決率の推移



イ あっせんを行った紛争内容

